

# 都市計画道路を考える 小金井市民の会

第42号 2019年9月5日  
発行 都市計画道路を考える  
小金井市民の会  
連絡先 電話090-7847-3968 (事務局:阿部)

## 不誠実な東京都の「都市計画道路の在り方基本方針(案)」 住宅地に、商店街に大型道路いらないとたくさんの意見

東京都は、今後の都市計画道路の在り方を決める方針案の公表と同時に実施された意見募集を多くの市民・都民に周知させることなく一か月の短い期間だけおこなわれました。

そのため、私たち市民の会では、会報(前号)でお知らせするとともに、可能な範囲で該当路線周囲にお知らせのチラシを配布しました。その結果、多くの意見が都に提出されたので、その一部を紹介いたします。

私は3・4・3号線に囲まれた地域に住む住民の一人として、当該道路を整備する路線とする(案)は、市民生活の実態を無視した机上の空論であると考え、全く同意できません。

北側に農工大通り、南側は連雀通り、西側は東大通りと三方が大きな道路に囲まれた小さな住宅区域に、その住宅をつぶして幅16mの大道路を貫通させるといふ必要性は一体何なのでしょう。全く理解できません。通る車の量が増えることによる騒音、などの公害が拡大します。

(案)では、東小学校の東側を通ることになっています。通学途上の小学生を交通事故の危険にさらすこととなります。

### 都がオープンハウス資料作成入札

9月2日、3・4・11号線のオープンハウスの資料作成業務が発注されました

発注資料は

展示用資料作成、パース作成、概要リーフレット原稿作成と  
模型作成 です。

申請期間は、2日から9日まで  
開札予定は、9月26日

### 道路計画は自動車優先、公共事業

優先が本質ではないか。人口減少、高齢化のいま、人命と暮らし本位の都市であるべきと思います、マイカー利用はピークを過ぎており、地球温暖化対策がますます切実となっており、逆行している。

小金井のいまある自然環境を少しでも守り、保全することが未来への伝言、財産になる。これ以上環境を破壊すれば、人間のノーマルな暮らしはもつと悪化する。環境は取り戻せない。税のムダづかいではないか。

### 市議会建設環境委員会

#### 小金井市は市内にある道路であり、必要性の検証すべきと質す

8月26日の市議会建設環境委員会

で、水上議員が、3・4・11号線と3・4・11号線について、都の計画道路だからということではなく、市

として判断すべきと市長の見解をた

だしました。交通量について、市民団体が国交省と同じ箇所を調査した結果、交通量は減少しており、今後、交通量が増えるとする推計と異なることを示して、東京都が第四次事業化計画の理由とした根拠が崩れている

都市計画道路により、人生設計

ががらりと変わってしまいます。現状を見に来てください。机上の計算だけではなく、生活状況をよく見て下さい。無駄なお金は使わないように。この街のすたれる原因になるのでは？

東小金井駅南口側の商店街に大きな道路はいりません。安心して買物ができる今の状態が良いです。これ以上の道路拡大はやめてください。

優先整備路線に選定されなかった路線を今回は対象とするとしながら、基準は概成道路の拡幅有効性とか代替え可能性があるかなどとあらかじめ限定されたもの。最初から検証対象から多くの路線が除かれている

そのうえで。市民団体の調査デー

タを市が入手して、市として判断することを求めました。

また、3・4・11号線について、小金井から府中に抜けていくのに必要と言っているが、整備するとなると、何十年かかるかわからない。通過交通問題を解決することと、3・4・11号線の整備とは分けて考えなければならないと指摘しました。

(4面に続く)



また、はげと野川には、貴重な動植物が生息し、在来種の遺伝子の宝庫であり、市民団体がデータを蓄積していること、市も市民団体のデータを共有して自然保護に努めることを求めました。

これに対し、市は、交通量調査データ・

### 小金井市が次期マスタープラン策定計画の日程公表

市議会の9月定例会で、2020年度に次期都市計画マスタープランを策定するための日程が公表されました。来年の1月から基礎調査や3000人を対象とした市民アンケート実施するとともに町内検討委員会と策定委員会でマスタープランを検討するとしています。その後、パブコメを2回行うとしています。

現在のマスタープランは2002年に策定し、2012年に見直しをおこなっています。12年の見直しで、「3・

環境データを入手できれば入りたいと答弁しました。また、3・4・11号線の整備と通過交通の問題は分けて考えるべきとの指摘に、整備に時間かかるのはその通りなので、通過交通対策は一定必要と答弁しました。

4・11号線の「整備推進を東京都に要望する」という文言が入ったが、当該の住民には知らせないまま進められてきた。

6月の市議会で、坂井議員は「2006年に当時の市長が連雀通り以南をはげと野川を突き切って造るの難しい」と答弁していたのに、「なぜ、12年の見直しで、この文言が入ったのか」という質問に対して、市は「明文化の経緯は不確か」と答弁しました。またにも必要性を議論したのか疑問です。

### 森戸よう子事務所が「在り方基本方針案」で説明会

8月3日、森戸よう子事務所が、都市計画道路在り方の検証対象となった東町内3つの路線などについて、小金井市に説明を要請し近隣の住民が参加して説明会をおこなわれました。

市からは、未整備の10本の都市計画道路は、整備していく必要があると説明。これに対し、住民からは、「住宅地に道路必要ない」「商店街に道路作ったら商売成り立たない」など、怒りの意見が続出しました。

### 都市計画マスタープランスケジュールから

基礎調査・市民アンケート 2020年1月から  
庁内検討委員会・策定委員会 20年1月から  
市民説明会・パブコメ 21年1・2月と10・11月  
中学生検討会 20年7・8月  
市議会全員協議会・都市計画審議会20年12月から3回

注：策定委員会は学識経験者・団体代表・公募市民等となっています

### <前回の世話人会以降の活動経過>

- 8月8日 第42回世話人会：会報第41号発行
- 8月9日 会報第41号を市議会会派・市長に届ける
- 8月12日 東京都の「都市計画道路在り方基本方針(案)」意見募集(パブコメ)終了
- 8月28日 多摩地区道路連絡会
- 8月31日 杉並市民学習会「杉並の道路地合わい」  
講演「道路を整備すればまちは衰退する」
- 8月31日 3・4・11号線住民の会世話人会
- 9月5日 第43回世話人会
- <今後の日程>
- 10月3日 第44回世話人会
- 11月23・24日 第45回道路全国連・全国交流集会
- <これからの他地域の裁判>
- 9月9日14時 東京外環道裁判(103号法廷)
- 9月18日11時30分 東京外環道青梅街道IC裁判(522号法廷)
- 9月18日13時50分 世田谷106号控訴審判決(808号法廷)
- 9月27日14時 品川29号線裁判(103号法廷)
- 10月8日11時30分 世田谷23号線裁判(808号法廷)
- 10月11日14時30分 リニア裁判(103号法廷)
- 10月12日13時30分 立川市民の会総会
- 10月17日14時 北区十条73号線裁判(103号法廷)
- 10月28日11時 北区大山26号線裁判(103号法廷)
- 10月28日14時30分 十条再開発裁判(103号法廷)

### 「僕の街に『道路怪獣』が来た =現代の道路戦争」

小金井在住のジャーナリストの山本俊明さんの都市計画道路に関する本が出版される運びとなりました。

著者 山本俊明さん  
出版元:緑風出版  
約300頁 定価2200円

#### 第1部

僕の街に「道路怪獣」が来た(小金井市の道路騒動と総論)  
どんぐりと民主主義=小平市民の挑戦(ネット調査では反対が多数だった)  
PI幻想曲=外環PIの失敗、東京都の背信行為  
戦争と道路(戦時法制が今も住民を苦しめる)

#### 第2部

女達の道路戦争(36道路の反対運動の全貌、道路作りの在り方、女性による市民革命の歴史)

#### 第3部

「公共性思想」の再検討  
本当のPIとは  
見直し機運=国交省と最高裁  
ホテルと民主主義=名古屋市の実験

新聞記者とその家族が「市民目線」で、道路問題をABCから学んで、超高度な議論(国家高権論)まで分かりやすく解説。

購入希望の方は事務局までご連絡ください。

# 杉並で道路市民学習会 講演「道路を整備すればまちは衰退する」

杉並の市民団体「杉並の問題をみんな考える会」が区内の三つの道路住民団体などと協力して市民学習会「杉並に広い道路は似合わない」を開催しました。

龍谷大学の服部圭郎教授（前明治学院大教授）が、「道路を整備すればまちは衰退する」と題して講演されました。

技術屋として建設省に入庁、道路を造る側に立っていたという方、だが、日本の道路行政に疑問を感じ、民間に転じ、アメリカの大学でも学び、日本とドイツの大学で教鞭も。

日本の国土の20倍で、車社会のアメリカと日本の道路の維持管理費が同じ。地方に道路作っても、栄えるどころか住民がいなくなると話す。

ドイツ人に「日本は道路を造ると集落が亡くなる」と話すと、「そうだね」と。日本では道路を造ると衰退から逃

れられるかと思っているが、ドイツ人はそうは思わない。

群馬県の南牧村は道路を整備して集落がなくなつたと紹介。地方消滅のナンバーワンの村で、高齢化率も日本一。道路ができてから、村のよろず屋がなくなり、買物は隣町の下仁田へ。年をとつたら、買物に行けなくなつてしまつたという。

村会議員は「道路造つてくれとの要望だったが、出来たら村落が亡くなつた」と。

アメリカやヨーロッパは今、「脱自動車」を模索し、歩行者社会に戻そうとしている」と述べ、日本とアメリカの道路状況を写真で比べ、パリでは市街地から自動車を追い出そうとしていること、アメリカが歩行者優先に進み始めている実態などが報告されました。

都市での道路整備の異常さは、周辺環境を悪化させ、商店街を廃れさせ、歩行者は自転車危険にさらされるな

どを指摘し、都内の商店街や駅前などの道路造って環境が悪化している事例が多数示されました。

講演後、西荻窪駅北口から青梅街道まで商店街を拡幅する補助132号線、阿佐ヶ谷の南の青梅街道と五日市街道の間の住宅街を突っ切る補助133号線、高円寺駅北口の純情商店街を貫く補助227号線などの住民団体から発言。

西荻の会は、昨年9月の説明会で計画を知ってから活動。今年1月には60人集まって集会、保守系の議員も参加。

## 板橋・大山ハツピロード補助103号線裁判 延焼遮断帯計画で中村八郎さんの意見書に基づく意見陳述

7月30日の東京地裁103号法廷、原告代理人の弁護士が、延焼遮断帯計画について準備書面に基つき、陳述しました。この準備書面は、中村八郎さんが東京都の延焼遮断帯計画について作成した意見書を元に作られたものです。

陳述では、第一に、市街地火災による延焼拡大は、酒田大火（1976年）や糸魚川大火（2017年）で確認されたように飛び火によって次々に出火するものであって、東京都の計画はこれを無視している。道路の幅が広くても飛び火を防ぐことはできない。

第二に、都は23区内を延焼遮断帯によって700のブロックを設定して、火災を封じ込めるとしているが、これでは、ブロック内で火

署名も3800筆に。ところが区長は、「俺はやると言ったらやる。昭和41年に決まったことだから」「賛成の人とは会うが、反対の人には会わない」と住民に暴言。

阿佐谷の南の会では、立ち退きが100軒。なんで、ここが対象になるのかと思つたら、区が東京都に「ここにしてくれ」と要望したという。議会への陳情書が今、2600筆、これを5000筆までしたい。杉並以外の人も含めて集めています。

中村さんの意見書は本文約3万字に及ぶため、裁判では要点が弁護士から説明されました。



## 小平328号線 最高裁に上告

小平328号線の原告団は7月25日の東京高裁の判決に対しこれを不服として8月6日最高裁に上告しました。

これに先立って8月3日に原告団総会を開き満場一致で上告することを決定しました。



「歳野市エリアも。街が大きい。どうなる?」

台道は住宅が多い。空間がざびい、一・ブリキ屋を継続中!

ここから緊急車両が出る、というのが拡幅の理由に挙げられている。現状で車両の出入りに問題ない上、2022年に統廃合予定=移転or縮小?

【茶散歩をはじめ】街のイメージUPの立役者、HATOB.A.

「とらやの並び。拡幅に備え、道路沿いだけ[セットバック]の建物が多い。ほんとに立ち退くの?」の声も...の休業はすね。

\*第1発表は予定! 該当!

# 赤羽とCCS線の裁判 意見書「延焼遮断帯は役にたたない」に基づき意見陳

8月1日、赤羽駅から西方向に住宅街を貫いて赤羽自然観察公園を分断する補助86号線（赤羽西）の裁判で、原告側弁護士から「延焼遮断帯は役にたたない」ことを立証する準備書面が提出され、その意見陳述が行われた。

これは、証拠として提出した意見書（防災問題専門家の中村八郎さん作成）に基づくものです。

準備書面では、① 東京都は市街地火災を輻射熱のみ考慮し、「飛び火」を無視していること、② 地震時の火災は、通常火災と異なり、「同時多発」となるため、市街地を道路でブロック化する延焼遮断帯計画は意味を持たないことを示した。

そのうえで、過去の大火、木造密集市街地の防災対策の問題を指摘。

また、市街地火災と「飛び火」や、戦後の地震火災として、福井地震、新潟地震、阪神・淡路大震災、東日本大震災にも触れ、出火件数と出火点、気象状況も踏まえ、市街地における「ブロック化」は、火災発生が少ない場合は有効だが、多数のブロックで火災が発生すれば無意味で、とくに東京のような密集地では、阪神・淡路大震災の経験からすべての区画から出火する可能性が十分ありうる

としている。

これは、一つの防火ブロック広さが過大（中学校校区程度65ha）であり、これは目的を異にする都市計画道路網を遮断帯に転用したことであると指摘した。

準備書面は23ページに及ぶので、紹介は一部だけになっているが、道路裁判で、「延焼遮断帯」についてこれだけの意見はこれまで、なかったことという。

ついで、スライドを用いて、計画道路地が住宅街であること、がけ地であつて、道路建設が困難な場所であることなどを示した。

さらに別の準備書面で、道路予定地が、稲付城跡や静勝寺の歴史的価値や景観、赤羽自然観察公園の自然環境を破壊することになることを明らかにした。自然観察公園には、湧き水、ジャブジャブ池あり、池の真上のがけの上に道路を作れば湧き水への影響は必至であり、公園がこの湧き水を生かして作られたものであることから、自然保全をうたった都市計画法に違反することを述べた。

報告集会で、東京都が作成した図面は、平面図のみで、高低差の大きいこの地域を通す道路の立体図面も構造図もないと報告され、ここに道

路作ることは可能かと指摘されていた。東京都はトンネルを作るといつているが、どのようなトンネルかも示されていないという。

予算もこれではいい加減で、東京都は予算も、施工期間も後で変更す

れば可能と主張しているという。ほんとうにひどい話です。



小金井市議会が6月24日、西岡市長に意見交換会の継続開催に働きかけを求める決議を賛成16、反対7で可決しました。

## 西岡市長に、東京都へ「都市計画道路3・4・11号線に関する意見交換会の継続開催」の働きかけを求める決議

東京都は、都市計画道路3・4・11号線に関する意見交換会について、2019年2月8日を最後に今後開催しない意向を示した。この間、市議会は東京都に意見交換会の継続開催及び建設の是非について意見交換できる場の設定を求める意見書を送付してきた。また、市長が東京都に提出した同様の要望書に対し、東京都はオープンハウス型の説明会の一環として、意見交換の機会を設けると回答したところである。

しかし、東京都がここで回答していることは、オープンハウス型の説明会の一環として、意見交換会参加者と意見交換をすることを意味するものであって、これまでの東京都の方針から特に変化はない。この東京都からの回答に対し、市長は一定の評価をされている見解を表明しているが、成果が乏しかったという認識に立っていないことは非常に残念である。

意見交換会に参加してきた市民が求めてきたことは、対話を軸とした意見交換の場であり、それはオープンハウス型の説明会の一環で行うものではなく、別の場で行うこれまでの意見交換会の継続である。

よって、小金井市議会は、市長に対し、オープンハウス型の説明会の開催とは別に、対話の場として設定したはずの意見交換会の再度の開催及び建設の是非について意見交換できる場の設定を求めるよう東京都への働きかけを要望するものである。

以上、決議する。

令和元年6月24日

小金井市議会